

昭和46年内職工賃調査結果概要

民生用電気機械器具製造業

——通信機械器具・同関連機械器具製造業——

電子機器用および通信機器用部品製造業

労働省婦人少年局

は し が き

労働省婦人少年局では、内職工賃適正化対策に資するため、昭和41年以来「内職工賃調査」を実施してきたところであるが、昭和46年においては、民生用電気機械器具製造業・通信機械器具・同関連機械器具製造業・電子機器用および通信機器用部品製造業について、内職工賃等の状況について調査を行なった。

この調査結果が内職問題に関心をもたれる方々の参考となれば幸いである。

調査の実施にあたってご協力をいただいた事業所・内職者をはじめ、関係各位に厚くお礼申し上げます。

昭和46年12月

労働省婦人少年局

目 次

1. 調査の概要	1
2. 工賃および就業状況	1
(1) 概 況	1
(2) 1時間あたり工賃	2
(3) 工賃月収額	3
(4) 1日あたり就業時間数、1月あたり就業日数	3
(5) 事業所規模別工賃および就業状況	5
(6) 年令別工賃および就業状況	5
(7) 経験期間別工賃および就業状況	5
(8) 内職職種別工賃および就業状況	6
3. 内職者の概況	11
(1) 内職者の属性	11
(2) 世帯の月収額	12
(3) 経験期間	13
(4) 工賃支払状況	13
(5) 取得工賃の用途	14
(6) 内職グループの所属	16
4. 内職委託事業所の概況	16
(1) 事業所規模	16
(2) 1事業所あたり内職者数	17
(3) 内職委託の理由	17
(4) 仲 介 人	18

(5) 材料、製品の運搬	19
(6) 副資材	20
(7) 不良品の取扱い	20

参考 内職工賃調査内職者調査票

内職工賃調査事業所調査票

1. 調査の概要

この調査は、主要内職職種について工賃の実態を把握し、内職工賃適正化対策に資することを目的として、昭和46年6月に調査を実施したものである。

調査の対象は、昭和43年に実施した産業（注）である民生用電気機械器具製造業（日本標準産業分類352）、通信機械器具・同関連機械器具製造業（354）、電子機器用および通信機器用部分品製造業（357）に属する事業所約13,000所を一定の方法で抽出したもののうち、内職を委託している事業所400所、内職者1,200人について、婦人少年室職員、統計調査員が実地訪問調査を行なった。

調査の結果のうち主として「工賃および就業状況」については、43年の調査結果と比較している。比較に際して46年と43年の産業分類に若干の相違があるが、この業種の全体に占める割合は非常に少ないので問題はないとみられる。

（注） 43年調査においては、調査対象に時計・同部分品製造業を含んでいたが、46年調査では、この業種は内職が少ないので削除した。

2. 工賃および就業状況

（1）概 況

電機関係の内職者の1時間あたり工賃（注）は平均102円（43年74円）、工賃月収額は平均11,978円（43年8,820円）で、43年に比べ、工賃は38%、工賃月収額は36%増加した。参考までに労働省労働統計調査部調査による電気機械器具製造業（規模30人以上）の平均現金給与額（6月きまつて支給する給与）の上昇率をみると、43年から46年までの3年間に49%増加している。

就業状況については、1日の就業時間数は平均5.8時間（43年5.6時間）、1月の就業日数は平均21日（43年21日）で43年とほぼ同じであつた（第1表）。

（注） 内職工賃は通常1個何円というように製品の単位あたりで決められており、製品の大きさ、作業工程によりさまざまであるので、次式により1時間あたりの工賃に換算した。

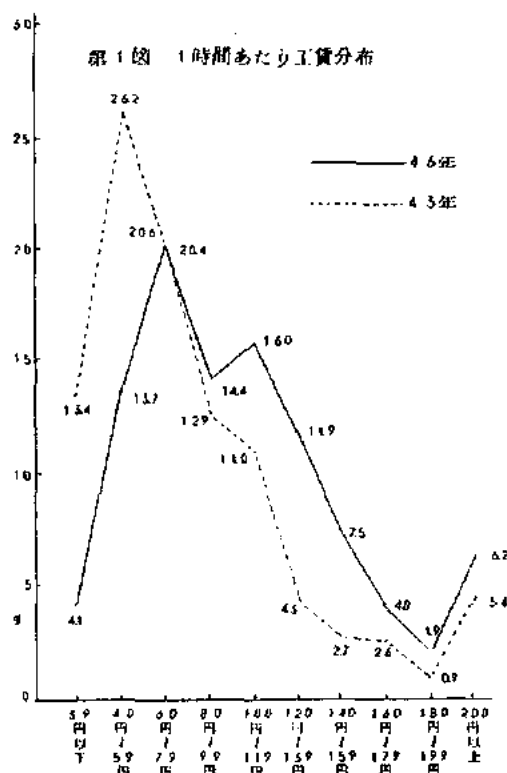
$$1時間あたり工賃 = \frac{\text{単位あたり工賃} \times \text{調査前日の作業量}}{\text{調査前日の就業時間数}}$$

第1表 年次別平均時間あたり工賃、平均工賃月収額
平均就業時間数、平均就業日数

区 分	46年	43年
1時間あたり工賃	102円	74円
工賃月収額	11,978円	8,820円
就業時間数	5.8時間	5.6時間
就業日数	21日	21日

(2) 1時間あたり工賃

1時間あたり工賃の分布状況をみると、40～139円が多く約40%である。詳細にみると60～79円が20%と多く、ついで、100～119円が16%、80～99円が14%、40～59円が14%、120～139円が12%の順となつている。1時間あたり工賃が100円未満のものは53%（43年71%）と半数を占め、140円以上は20%（43年12%）にすぎない。



(3) 工賃月収額

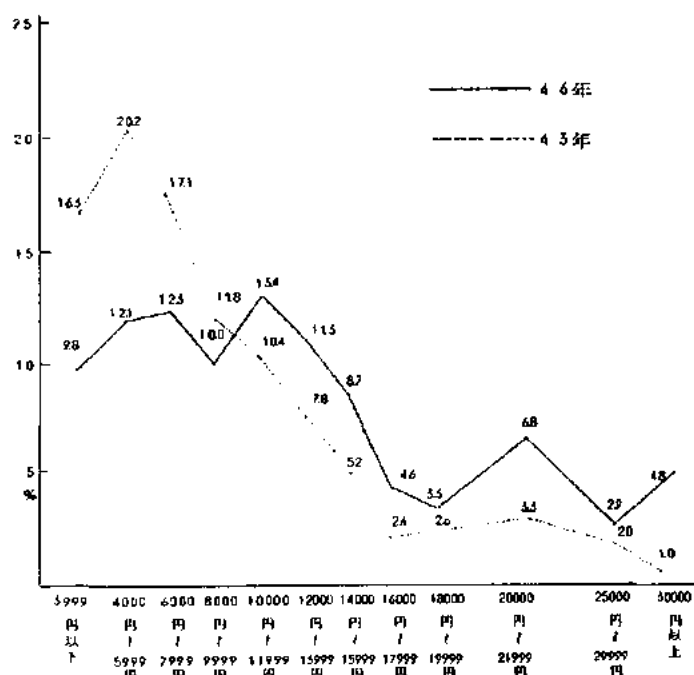
工賃月収額の分布状況をみると、10,000～11,999円が13%と最も多く、ついで6,000～7,999円が12%、4,000～5,999円が12%、12,000～13,999円が11%、の順となっている。工賃月収額が10,000円以下のものは44%(43年65%)、10,000～19,000円は41%(43年28%)、20,000～29,999円はいちじるしく少なく10%(43年5%)で、30,000円をこえるものは5%(43年1%)にすぎない。

(4) 1日あたり就業時間数、1月あたり就業日数

1日に内職に就業している時間数は4～6時間未満が全体の1/2でその割合が最も多く、ついで6～8時間未満が28%となっているが、8時間以上就業しているものが2割強を占めている。(第2表)

1カ月に内職に就業している日数は、16～20日が33%、21～25日が31%であるが、26日以上就業しているものが16%となっている。(第3表)

第2図 工賃月収額分布



第2表 1日あたり就業時間数別
内職者構成

(%)

計	100.0
4時間未満	17.2
4～6時間未満	32.1
6～8 "	27.6
8時間以上	23.1

第3表 1月あたり就業日数別
内職者構成

(%)

計	100.0
10日以下	8.3
11～15日	12.3
16～20日	33.3
21～25日	30.5
26日以上	15.6

(5) 事業所規模別工賃および就業状況

1時間あたり工賃を内職を委託している事業所の規模別にみると、4人以下の事業所では107円、5～9人では103円、10～29人では105円であるのに対し、30～99人では100円、100人以上では101円となっており、小零細事業所のほうが工賃はいくぶん高くなっている。

一方、1日あたり就業時間数、1月あたり就業日数は小零細規模の事業所のほうがいくぶん短くなっており、4人以下の事業所においてはそれぞれ5.2時間、19日、5～9人では5.2時間、20日に対して、10～29人では5.7時間、21日、30～99人では6.1時間、21日となっている（第4表）。

(6) 年令別工賃および就業状況

1時間あたり工賃は29才以下は112円、30～39才は105円、40～49才は101円、50～59才は80円、60才以上は77円となっており、年令が低いほど1時間あたり工賃は高くなる傾向を示している。29才以下の内職者の1時間あたり工賃を100とすると、50～59才は71、60才以上は69にすぎない。

一方、1日あたり就業時間数、1月あたり就業日数は年令が高くなるほど長くなる傾向を示しており、29才以下ではそれぞれ5.3時間、20日であるが、50～59才は6.1時間、21日、60才以上は7.4時間、22日となっている（第4表）。

(7) 経験期間別工賃および就業状況

同一技術を要する職種の経験期間別にみると、1時間あたり工賃は6カ月未満が92円で最も低いが、最も高いのは3～5年未満の119円で、5年以上は109円となっており、経験期間が長いものが工賃

が高いとは言いきれない。これは、内職工賃は通常製品 1 個何円というように単位あたりで決められており、電機関係の内職では単純な組立、加工でそれほど技術を要しないものが多いので、工賃は経験期間が長くなつてもそれほど上らないとみられる。

1 日あたり就業時間数、1 月あたり就業日数は経験期間が長くなるにつれ長くなる傾向がみられ、経験期間 6 カ月未満の内職はそれぞれ 5.5 時間、19 日であるが、3～5 年未満は 6.2 時間、22 日、5 年以上は 6.6 時間、22 日となつている。したがつて、工賃月収額は 6 カ月未満 8,946 円、6 カ月～1 年未満 10,925 円、1～3 年未満 11,407 円、3～5 年未満 14,841 円、5 年以上 15,265 円と経験期間が長くなるほど工賃月収額は高くなつており、6 カ月未満の内職者の工賃月収額を 100 とすると、3～5 年未満は 166、5 年以上は 171 となつている（第 4 表）。

(8) 内職職種別工賃および就業状況

電機関係の内職の職種別 1 時間あたり工賃をみると、加工が 104 円、組立が 100 円、仕上・検査が 106 円、包装・選別が 95 円となつている（第 4 表）。

さらに職種別に細かく事例的に 1 時間あたり工賃をみると、第 5 表に示すとおりである。

第4表 事業所規模、年齢、経験期間および内職職種別平均時間あたり
工賃、平均工賃月収額、平均1日就業時間数、平均1月就業日数

		1時間あたり 工賃	工賃月収額	就業時間数	就業日数
計		102円	11,978円	5.8時間	20.9日
事業所規模	4人以下	107	10,031	5.2	18.9
	5～9人	103	12,230	5.2	20.3
	10～29人	105	11,544	5.7	20.6
	30～99人	100	12,112	6.1	21.3
	100人以上	101	12,662	5.7	21.0
年齢	29才以下	112	9,281	5.3	19.6
	30～39才	105	12,527	5.8	21.1
	40～49才	101	12,825	5.7	21.0
	50～59才	80	10,771	6.1	21.0
	60才以上	77	14,139	7.4	22.0
経験期間	6ヵ月未満	92	8,946	5.5	19.3
	6ヵ月～1年未満	100	10,925	5.6	19.9
	1年～3年未満	97	11,407	5.5	21.2
	3年～5年未満	119	14,841	6.2	21.8
	5年以上	109	15,265	6.6	22.0
内職職種	加工	104	11,887	5.9	20.7
	組立	100	12,114	5.8	21.3
	仕上・検査	106	11,545	5.2	20.1
	包装・選別	95	12,627	5.9	21.1

— 8 —

内 庫 職 種 区 分	1時間当り工賃	工賃月収額	作 業 例
計	102円	11,978円	
加			
金 属 部 品 切 断	102	10,696	抵抗器をニツパーで切断。ニツパーで針金を規定の寸法で切断。蛍光灯器具用鉄板を切断機で切断。
金 属 部 品 型 押 し 打 抜 き	144	14,273	扇風機部品をプレス機で型押ししはり。テレビ用部品をプレス機で打ち抜き。
金 属 部 品 折 り 曲 げ 伸 縮	124	4,828	抵抗器端子線のばし。テレビ用ポリウレタンの線を折り曲げる。
金 属 部 品 穴 あ け	189	21,156	洗濯機用ホース継手をボール盤で穴あけ。継電器用鉄板に多軸タンピングで穴あけ。
各 種 部 品 ハ ン ダ 付 け	106	13,761	テープレコーダーのメーターとり付け。ラジオの配線のハンダ付け。トランジスタラジオ板ぶたに部品とりつけ。蛍光灯器具はんだづけ。
コ イ ル 巻 き	90	11,599	扇風機用モーターコイル巻き。8mm映写機用モーターテーピング。
コ ー ド 各 種 加 工	92	10,773	コード端処理。コードの被覆を切りとり中の細いコードを分類してまきさらに覆う。スピーカー用コードにセロテープをまきよじる。
各 種 部 品 接 着	105	10,384	金属のベースを接着剤ではりつける。換気扇クッションボンド貼り。トランジスタ用基盤とコアを接着。ラジオのポリウレタンのつまみを接着する。
各 種 部 品 ハ ト メ う ち ホ ッ チ キ ス う ち	96	10,415	テレビ用ボビンの穴に鉛メッキしたハトメをうつ。 台紙用ボール紙2枚を組合せてホッチキスで6カ所とめる。テレビ用端子板のハトメうち。
各 種 部 品 各 種 加 工	103	10,054	リード線をキャップとアルミ板の穴にとおす。エキセン機でユス加工線に穴をあける。アイロンヒーター用うんもの型抜き。
組			
各 種 配 線	137	17,269	トランジスタラジオ配線。ステレオアンプ配線。
スイッチ、ソケット、コンセント組立	83	12,682	スイッチカバー板にリセプトをさしこみ、絶縁台をかぶせる。リレースイッチ線番とおし。コンセント座金とおし。プラグ組立。ソケット組立。
ト ラ ン ス 組 立	80	13,579	ボビンのみぞへリード線をとおして組立てる。
ト ラ ン ジ ス タ 組 立	101	10,811	トランジスタ放熱板ねじとめ。
抵 抗 器 組 立	88	10,805	キャップとり付け。押し込み機を使って端子とキャップの間に磁器をはめこむ。
そ の 他 の 各 種 部 品 組 立	105	11,843	アイロンヒーターがいしはめとみ。扇風機自動停止装置組立。扇風機用モーター組立。テープレコーダー、インジヤクタの組立。洗濯機排水蓋組立。
立			
そ の 他 の 各 種 製 品 組 立	107	10,640	電話受話機の組立。パイロットランプ組立。ロケットアンテナ組立。プザーの組立。

内 職 職 種 区 分		1時間当り工賃	工賃月収額	作 業 例
包 装 ・ 選 別 仕 上 ・ 検 査	包装、スタンプラベルはり	105円	15,264円	テープレコーダーリール化粧箱マーキング。抵抗器の包装。
	各種部品揃え結束	86	6,596	トランジスター部品揃える。電子楽器用の線の束ね。
	各種部品分類選別	90	14,464	コンデンサー部品ワインド紙選別しながら100本つつ揃える。抵抗器用の磁器をゲージではかり選別する。
	各種部品仕上	109	12,535	コンデンサー溶接部分のバリトリ。レコードプレーヤーの部品をナイフ、ヤスリで仕上げる。
	検 査	100	8,576	

3. 内職者の概況

(1) 内職者の属性

内職に従事している者を男女別にみると、女子がほとんどで97%を占め、男子はわずか3%にすぎない。

内職者の年齢は、女子では30～39才が49%と半数を占め、ついで40～49才が23%、29才以下が17%となっており、7割は30～50才で占められている。一方男子は、60才以上が62%と老令者が半数以上を占めている（第6表）。

第6表 年齢別内職者構成

(%)

年 令 階 級	計	男	女
計	100.0	100.0	100.0
29才以下	17.2	11.8	17.3
30～39才	48.5	5.9	49.9
40～49才	22.9	14.7	23.1
50～59才	6.6	5.9	6.6
60才以上	4.8	61.7	3.1

世帯主との続柄は、女子は妻が多く91%を占め、男子は世帯主が79%となつている（第7表）。

内職者の世帯主の職業は、雇用者が81%を占めている。平均世帯人員は4人で、農林漁業世帯がいくぶん世帯人員が多く、内職者世帯はいくぶん世帯人員が少ない（第8表）。

第7表 性および世帯主との続柄別
内職者構成

(%)

性別 続柄別	計	男	女
計	100.0	100.0	100.0
世帯主	4.9	79.4	2.7
妻	88.7		91.3
父 母	1.7	8.8	1.5
子 供	2.7	5.9	2.6
そ の 他	2.0	5.9	1.9

第8表 世帯主の職業別内職者
構成

(%)

	計	平均世帯人員
計	100.0	4.0人
雇 用 者	81.1	4.0
自 営 業		
農 林 漁 業	4.4	4.6
非農林漁業	5.8	4.0
内 職 者	3.8	3.2
無 職	2.2	4.0
そ の 他	2.7	4.0

(2) 世帯の月収額

内職者の世帯の月収額（勤め先収入、事業収入、内職収入等の総額で、所得税、社会保険料等を控除しない前の額）は、6～8万円未満が37%で最も多く、ついで8～10万円未満24%、4～6万円未満19%、10万円以上12%の順となつている（第9表）。

第9表 世帯の月収額別内職者
構成

(%)

計	100.0
4万円未満	7.4
4～6万円未満	19.3
6～8万円未満	36.8
8～10万円未満	24.0
10万円以上	12.4
不 明	0.1

(3) 経験期間

第10表 経験期間別内職者構成

同一技術を要する職種の経験期

(%)

は、1～3年未満が約半を占め、
6カ月未満と、3～5年未満がそ
れぞれ2割を占めている(第10表)。

計	100.0
6カ月未満	19.5
6カ月～1年未満	14.4
1～3年未満	34.8
3～5年未満	19.6
5年以上	11.7

(4) 工賃支払状況

工賃の支払状況については、約束の期日に必ず支払われたとする者が93%とそのほとんどを占めているが、しばしば遅れることがあつたとする者が4%、約束の期日に支払われたことがないとする者が1%みられる。

規模別にみると、規模の大きい事業所のほうが約束の期日に必ず支払われたとする割合が高い傾向がみられる(第11表)。また、工賃月収額別にみると、30,000円以上のものの1割は工賃支払いが遅れるとしている(第12表)。

第11表 事業所規模および工賃支払の状況別内職者構成

(%)

事業所規模 工賃支払状況	計	4人以下	5～9人	10～29人	30～99人	100人以上
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
約束の期日に必ず支払われた	93.2	89.3	91.9	89.1	94.8	96.7
しばしば遅れることがあつた	4.4	7.1	3.6	9.1	3.0	0.7
約束の期日に支払われたことがない	0.8	—	1.8	0.9	0.2	1.5
不明	1.6	3.6	2.7	0.9	2.0	1.1

第12表 工賃月収額および工賃支払状況別内職者構成

(%)

工賃支払状況 \ 工賃月収額	計	5,000円 未 満	5,000 10,000円	10,000 20,000円	20,000 30,000円	30,000円 以 上
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
約束の期日に必ず支払われた	93.2	94.9	92.2	93.6	99.1	86.3
しばしば遅れることがあつた	4.4	4.0	6.1	4.0	—	6.9
約束の期日に支払われたことがない	0.8	—	1.4	0.6	—	3.4
不 明	1.6	1.1	0.3	1.8	0.9	3.4

(5) 取得工賃の使途

内職で取得した工賃をどのように使つたかあるいは使うつもりであるかについてみると、6割が生活費としており、ついで小づかいが32%、教育費が17%の順になつてゐる。旅行やレジャーに使用したものは約1割である。

工賃月収額別にみると、生活費に使用しているものの割合は比較的工賃収入の多いものに多く、例えば、3万円以上の世帯では62%であるが、5,000円未満では49%である。その反対に、小づかいに使用しているものは、工賃月収額の少ないものに多く、5,000円未満の世帯では43%であるが、3万円以上では10%にすぎない(第13表)。

ところが世帯月収額別にみると、低収入世帯のほうが生活費に使用しているものが多く、4万円未満の世帯では約8割のものが生活費に使用しているが、10万円以上の世帯では生活費にあてているものは約5割である(第14表)。

第13表 工賃月収額および取得工賃の主たる用途別内職者構成

(%)

工賃月収額	取得工賃の主たる用途	計	生活費の一部にした	教育費にした	耐久消費財購入の費にした	小づかいにした	旅行レジャーの費用にした	その他
計		100.0	60.9	17.4	5.7	32.1	10.9	5.9
5,000円未満		100.0	49.4	12.1	5.2	43.1	12.1	4.0
5,000～10,000		100.0	57.9	17.3	1.9	37.6	10.0	3.6
10,000～20,000		100.0	63.0	21.1	7.4	29.2	9.7	8.0
20,000～30,000		100.0	78.6	11.1	5.0	21.4	14.5	10.5
30,000円以上		100.0	62.1	15.5	15.5	10.3	15.5	—

(注) 多答のため各項目の計は100%をこえる。

第14表 世帯の月収額および取得工賃の主たる用途別内職者構成

(%)

工賃月収額	取得工賃の主たる用途	計	生活費の一部にした	教育費にした	耐久消費財購入の費にした	小づかいにした	旅行レジャーの費用にした	その他
計		100.0	60.9	17.4	5.7	32.1	10.9	5.9
4万円未満		100.0	77.8	8.9	2.2	25.6	4.4	2.2
4～6万円		100.0	80.3	15.0	6.0	21.4	8.1	4.5
6～8万円		100.0	61.1	19.2	5.8	34.2	13.0	3.2
8～10万円		100.0	46.7	21.5	5.8	38.1	12.7	9.9
10万円以上		100.0	48.7	13.3	6.7	33.3	9.3	11.4
不明		100.0	—	—	—	100.0	—	—

(注) 多答のため各項目の計は100%をこえる。

(5) 内職グループの所属

内職グループに所属して内職をしている者は16%、内職グループに所属しないで単独に内職をしている者は84%となっている。

4. 内職委託事業所の概況

(1) 事業所規模

電気・通信機械器具製造業に属する事業所で内職を委託している事業所を規模別にみると、30～99人が34%（43年24%）で全体の1/3を占め、ついで10～29人が29%（43年24%）、100人以上が22%（43年21%）、5～9人が10%（43年18%）、4人以下が5%（43年12%）となっており、43年に比べ規模の大きい事業所の占める割合が増加している。

内職を委託する事業所は中小零細企業が多いが、電気・通信機械器具製造業では30人以上でみると56%と半数以上を占め、このうち2割強が100人以上の事業所である。30人以上の事業所の占める割合は紙製品製造業の23%、繊維製品製造業の35%に比べると、電気・通信機械器具製造業は規模の大きい事業所の占める割合が高くなっている（第15表）。

第15表 産業および事業所規模別内職委託事業所構成

(%)

産業 事業所規模	電気・通信機 械器具製造業 (46年)	紙製品製造業・か ん具・スポーツ用 具製造業(45年)	繊維製品製造業 (44年)	電気・通信機械器 具、時計製造業 (43年)
計	100.0	100.0	100.0	100.0
4人以下	5.3	25.9	26.3	12.4
5～9人	10.1	16.9	16.7	17.8
10～29人	28.6	34.5	22.2	24.2
30～99人	34.0	15.6	24.8	24.8
100人以上	22.0	7.1	10.0	20.8

(2) 1事業所あたり内職者数

事業所が内職を委託している内職者数は、10～29人が多く29％、つぎが30～99人が24％、4人以下が21％、5～9人が20％の順になつている（第16表）

第16表 事業所規模別内職者構成

(％)

事業所規模 内職者数	計	4人以下	5～9人	10～ 29人	30～ 99人	100人 以上
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
4人以下	21.0	40.0	36.9	26.9	15.6	9.6
5～9人	19.9	35.0	26.3	25.9	14.8	13.3
10～29人	29.4	20.0	18.4	30.6	34.4	27.7
30～99人	24.1	5.0	15.8	14.8	28.1	38.6
100人以上	4.5		2.6	0.9	7.1	7.2
不明	(注) 1.1			0.9		3.6

(注) 内職者不明は、内職を仲介人、内職グループを通して委託しているため、事業所では内職者数をつかんでいないことによる。

(3) 内職委託の理由

事業所が内職を委託する理由は、「求人難だから」60％、「労務費が少なくてすむから」54％、「工場生産にはむかないから」46％、「生産量の調節が容易だから」37％が主な理由となつている。

「求人難」から内職を委託する事業所は小規模事業所ほど高くなつている（第17表）。

第 17 表 事業所規模別の内職委託理由

(%)

事業所規模 理由	計	4 人以下	5 ～ 9 人	10 ～ 29 人	30 ～ 99 人	100 人以上
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
求人難だから	60.2	90.0	68.4	63.9	57.0	49.4
労務費が少なくすむから	54.4	40.0	42.1	57.4	60.9	49.4
工場生産にはむかないから	45.9	40.0	55.3	44.4	38.3	56.6
生産量の調節が容易だから	36.6	35.0	34.2	39.8	36.7	33.7
土地建物などの固定資本が少なくすむから	9.3	10.0	10.5	12.0	9.4	4.8
そ の 他	5.6	5.0	5.3	4.6	6.3	6.0

(注) 多答のため各項の計は 100% をこえる。

(4) 仲 介 人

内職委託経路に仲介人がいる事業所は 13%、仲介人がいない事業所は 87% となつている。仲介人は規模の大きい事業所に多く、100 人以上では 24% である。

仲介手数料の支払方法については、内口銭（仲介人が内職を請負つた工賃の中から差引く手数料）の形態をとる事業所が 57%、外口銭（事業所が内職工賃とは別に直接仲介人に支払う手数料）の形態をとる事業所が 43% となつている（第 19 表）。

第19表 事業所規模別仲介人の有無および仲介手数料支払方法

(%)

事業所規模 仲介人の有無		計	4人以下	5～9人	10～29人	30～99人	100人 以上
計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
仲 介 人 あ り	小 計	13.0 (100.0)	10.0 (100.0)	(一)	9.3 (100.0)	13.3 (100.0)	24.1 (100.0)
	仲料 介支 人払 手方 数法	外口銭	(42.9)	(50.0)	(一)	(40.0)	(52.9)
	内口銭	(57.1)	(50.0)	(一)	(60.0)	(47.1)	(65.0)
仲 介 人 な し		87.0	90.0	100.0	90.7	86.7	75.9

(5) 材料、製品の運搬

内職の材料、製品の運搬については、全部を事業所が運搬するとするものが75%、一部をそれぞれ事業所と内職者が運搬するとするものが14%、内職者に全部を運搬させるとするものが11%となっている。

規模別にみると、全部を事業所が運搬するものは規模の小さい事業所に多い(第20表)。

第20表 事業所規模および材料、製品の運搬者別事業所構成

(%)

事業所規模 運搬者		計	4人以下	5～9人	10～29人	30～99人	100人 以上
計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
全 部 事 業 所		75.1	85.0	81.6	80.6	76.6	60.2
一 部 事 業 所		13.5	10.0	13.2	5.5	5.6	21.7
全 部 内 職 者		11.4	5.0	5.2	13.9	7.8	18.1

(6) 副 資 材

テープ、ハンダ、接着剤等の副資材を使用する内職は65%、使用しない内職は35%となつている。

副資材を使用する内職において、副資材は事業所が負担するが91%とほとんどで、内職者が負担するは9%にすぎない。

(7) 不良品の取扱い

不良品ができた場合、事業所の取扱いについてみると、やり直しさせる事業所が半数を占め、工賃を減額する事業所は7%、買取らせる事業所は0.5%とみられるが、問題にしない事業所は41%となっている。

規模別にみると、やり直しさせる事業所は30～99人53%、100人以上64%と規模が大きくなるほどその割合は高くなつており、反対に、問題にしない事業所は、規模が小さくなるほどその割合は高くなつている(第21表)。

第21表 事業所規模別不良品の取扱い

(%)

事業所規模 不良品 の取扱い	計	4人以下	5～9人	10～29人	30～99人	100人以上
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
問題にしない	40.8	50.0	50.0	53.7	35.2	26.5
やり直しさせる	49.3	30.0	42.1	39.8	53.1	63.9
工賃を減額する	6.6	5.0	7.9	6.5	8.6	3.6
買取らせる	0.5			0.9	0.8	
そ の 他	7.7	20.0	5.3	3.7	8.4	8.4

(この調査は徴税等、統計以外の目的に用いることはあり、
ませんから、ありのまま記入してください。)

整理番号

内職工賃調査内職者調査票

(昭和46年6月)

行政管理局承認第8114

昭和46年6月31日まで

労働省婦人少年局

※7 職種番号	※8 経験期間
------------	------------

※1 都府県番号	※2 事業所番号	※3 産業分類 3番 号	※4 規模番号
-------------	-------------	--------------------	------------

調査者氏名

1 性	2 年 令	3 世帯主との続柄	4 世帯員数	5 世帯主の職業	6 世帯の月収額
1 男	1 29才以下	1 世帯主	1 1 人	1 雇 用 者	1 4万円未満
	2 30～39才	2 妻	2 2 人	2 自 営 業 (農林漁業)	2 4万円以上6万円未満
	3 40～49才	3 父 兄	3 3 人	3 自 営 業 (非農林漁業)	3 6万円以上8万円未満
2 女	4 50～59才	4 子 供	4 4 人	4 内 職 者	4 8万円以上10万円未満
	5 60才以上	5 その他	5 5 人	5 無 業	5 10万円以上
			6 6人以上	6 その他	

7 内職製品名および仕事の内容

内職製品名	仕事の内容
-------	-------

8 単位あたり 工賃 (a)	9 調査前日の 作業量 (b) × 時間 (c)	10 時間あたり工賃 $\frac{a \times b}{c}$	11 46年5月1日 ～6月10日の 工賃月収額、就業日数	12 工賃支払の状況 (過去1年間)
円	円	円	円 日	1 約束の期日に必ず支払われた 2 しばしば遅れることがあった (日位遅れた) 3 約束の期日に支払われたことがない (日位遅れた)

13 取得工賃の主たる用途	14 同一内職職種経験期間	15 内職グループ所属の有無
1 生活費の一部にした 2 教育費にした 3 耐久消費財購入の費にした 4 旅行、レジャーの費用にした 5 小づかいにした 6 その他 ()	1 6ヵ月未満 2 6ヵ月以上1年未満 3 1年以上5年未満 4 5年以上 5 5年以上	1 所属している 2 所属していない

記 入 要 領

- ※印欄については、調査終了後、婦人少年室職員が記入してください。
- 「2 年令」……昭和46年6月10日現在で満年齢に該当する番号に○印をつけてください。
- 「4 世帯員数」……家族を共にしている家族数をいい、本人も含めます。
- 「5 世帯主の職業」……世帯主の職業に該当する番号に○印をつけてください。なお、「雇用者」とは、使用者に雇われて働いている人、のこをいい、常雇、臨時または日雇いであるかを問いません。「自営業」とは、人に雇われないで自分で事業を営んでいる人をいいます。「無業」とは、収入のともなわぬ仕事にのみ従事するもの(例えば町内会長、民生委員など)または無職業者をいい、失業者も含みます。但し、無業であっても、調査期間中内職に従事した場合は「内職」に○印をつけてください。「その他」には、自由業者(例えば作家、弁護士、画家など)が該当します。
- 「6 世帯の月収額」……46年5月1日から6月10日までの1ヵ月間の実収入額に該当する番号に○印をつけてください。実収入には、勤め先収入、事業収入、内職収入などを含み、所得税、社会保険料などを控除しない前の収入額を記入してください。
- 「7 内職製品名および仕事の内容」……調査前日に従事した内職の製品名と従事した仕事の工程を記入してください。調査前日に就業しなかったときは、調査日に最も近い就業日について記入してください。なお、従事した製品が2以上ある場合は、就業時間の最も多い内職製品名および仕事の内容を記入してください。
- 「9 調査前日の作業量および就業時間」……調査前日に就業しなかったときは、調査日に最も近い就業日について記入してください。なお、調査日当日の作業量または就業時間数がいちじるしく短かいまたは少ない場合には、通常の状況に近い日に記入してください。
- 「10 時間あたり工賃」……小数点第1位を4捨5入して記入してください。
- 「11 工賃月収額および就業日数」……工賃月収額については46年5月1日～6月10日の1ヵ月間の就業に対し、事業所から支払われた(あるいは支払われることになっている)工賃額を記入してください。副資材の費用等は含まないでください。就業日数は、同期間中内職就業時間の長短にかかわらず、就業した日数を記入してください。
- 「12 工賃支払の状況」……過去1ヵ年間にわたり内職工賃が約束した期日に必ず支払われたかどうか、支払われなかった場合は何日位遅れたかを記入してください。
- 「13 取得工賃の主たる用途」……過去1ヵ年間に取得した工賃をどのように使ったかあるいは使おうとしているか(例えばお小遣いにした、衣料費にあてた→生活費の一部にした、子供の月謝にした、入学金の費用として貯めていた→教育費にした、テレビの月賦支払にあてた→耐久消費財購入の費にした)について、当該番号に○印をつけてください。用途が2以上ある場合は、主なものについて2まで○印をつけてください。
- 「14 同一内職職種経験期間」……同一技術を要する職種の経験期間を記入してください。なお、新たに技術を習得しなくても、今までの技術で作業できるような場合は、職種の変更があっても同一内職職種としてください。
- 「15 内職グループ所属の有無」……何らかの内職グループに所属して内職の提供を受けているか、内職グループに所属しないで単独に内職の提供を受けているかを該当番号に○印をつけてください。グループが同一個所に集って作業していない場合も、内職グループに所属して内職の提供を受けていれば、「属している」に含めます。

この調査は徴収等、統計以外の目的に用いることは、
できません。ありのまま記入して下さい

登録番号

内職工賃調査事業所調査票

(昭和46年6月)

行政管理局承認第8113

昭和46年8月31日まで

労働省婦人少年局

※1 都府県番号		※2 事業所 —連番号—		※3 産業分類番号	※4 規模番号	調査者氏名
1 事業所名	2 事業所所在地		電話		3 常用雇用者数 人	
4 主要生産品名	5 内職提供製品名および仕事の内容		6 内職者数 人	7 内職委託の理由 (主要なもの2つに○印をつけて下さい)		
	内職提供製品名 仕事の内容			1 求人難だから 2 労務費が少なくすむから 3 土地・建物などの固定費が少なくすむから 4 生産量の調節が容易だから 5 工場生産にはむかないから 6 その他()		
8 材料・製品の運搬者	9 購買材の有無	10 不良品の取扱	11 仲介人の有無		12 仲介手数料支払方法	
1 全部事業所 2 一部事業所 3 全館内職者	1 あり 事業所負担 内職者負担 2 なし	1 問題にしない 2 やり直させる 3 工賃を減額する 4 買い取らせる 5 その他()	1 あり 2 なし		1 外口銭 計算方法 2 内口銭	

記入要領

- ※印欄は、調査終了後、婦人少年室職員が記入してください。
- 「3 常用雇用者」……次のいずれかに該当する雇用者をいいます。
イ 期間を定めずに雇われている者および1カ月をこえる期間を定めて雇われている者
ロ 日々または1カ月以内の期間を限って雇われている者のうち、調査前2カ月間にそれぞれ18日以上雇われた者
ハ 重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者
- 「4 主要生産品名」……内職の対象になっているか否かを問わず、当該事業所の生産品のうち、生産量の多いものの名称を1〜3種類記入してください。
- 「5 内職提供製品名および仕事の内容」……内職に提供している製品のうち支払い工賃の多い製品を1〜3種類およびその仕事の内容を記入してください。

例

5 内職提供製品名および仕事の内容	
内職提供製品名	仕事の内容
扇風機用モーター	コイルまき、組立
テレビ用ボビン	ハットメうち

- 「6 内職者数」……事業所が仲介人を通さず直接委託している内職者の数を記入してください。仲介人は除きます。但し仲介人でも内職に従事している場合は内職者として計上してください。
- 「7 購買材の有無」……内職を委託する場合主要材料の他に副資材を必要とするかどうか、それは事業所で負担するか内職者が負担するか該当番号に○印をつけてください。
- 「10 不良品の取扱」……内職者が委託したおりの規格に製造加工せず不良品をつくった場合、事業所がとる措置の該当番号に○印をつけてください。
- 「11 仲介人の有無」……仲介人に内職を提供しているか否かによって該当番号に○印をつけてください。なお、仲介人には請負的仲介人および代理的仲介人を含みます。但し、材料、製品の運搬のみに従事するものは除きます。
- 「12 仲介手数料支払方法」……外口銭(事業所が内職工賃とは別に直接仲介人に支払う手数料)か、内口銭(仲介人が内職を請負った工賃の中から差引く手数料)かによって該当番号に○印をつけてください。また、外口銭の場合はその計算方法を記入してください。

例 職種別単位あたり工賃の15%

毎月 1 万円